平成２９年（フ）第８１号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地　市営大王谷住宅２棟３号
債務者　黒木　弘法
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５８号
富山県高岡市野村194番地　石田アパート６号
債務者　礒辺　陽子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１０９号
長野県松本市大字寿豊丘1169番地７　メゾンレスポアール３Ｇ
債務者　柴　　磨衣（旧姓松澤）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５０号
長野県諏訪市大字上諏訪7928番地１
債務者　濱野　京子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第４３号
兵庫県揖保郡太子町立岡９番地６
債務者　中田　真理（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２７４号
熊本市中央区本荘２丁目６番１―104号　本荘東団地２Ｃ―１
債務者　村山　由香
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６２号
大分市中島東３丁目３番38号（天神島マンション503）
債務者　光田　隆司
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７１号
大分県津久見市中央町27番18号
債務者　古田　春年
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９５号
大分県別府市南的ケ浜町２番13号　カクマサビル306号、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見1976番地の２
債務者　池邊　奈美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
富山県黒部市荻生4113番地、旧住所富山県魚津市本江1935番地１
債務者　森田　　剛
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第３８号
青森県五所川原市字幾世森112番地11
債務者　秋元つゆき
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
青森県五所川原市字旭町12番地４　鶴谷ハイム31号
債務者　佐々木隆光
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
神奈川県厚木市妻田西２丁目８番10号　ボンメゾン妻田102
債務者　大西　慶子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３３６号
神奈川県足柄上郡松田町寄4197番地
債務者　杉井　　収
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３６４号
神奈川県小田原市城山３丁目25番44号
債務者　鎌谷　宏美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３８４号
神奈川県平塚市追分９―11　平塚共済病院内、住民票上の住所神奈川県平塚市中堂４番11号
債務者　小笠原富士男
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部